

経済建設委員会会議録

令和3年12月14日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 13:37

【 案 件 】

1. 議案第 98号 令和3年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)
2. 議案第 99号 令和3年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
3. 議案第100号 令和3年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
4. 議案第101号 令和3年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
5. 議案第104号 令和3年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)
6. 議案第105号 令和3年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)
7. 議案第106号 令和3年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
8. 議案第107号 令和3年度 飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)
9. 議案第108号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(事業者選定関係)
10. 議案第115号 飯塚市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例
11. 議案第116号 契約の締結(下三緒排水ポンプ場新設(機械設備)工事)
12. 議案第118号 指定管理者の指定(飯塚市新産業創出支援センター)
13. 議案第119号 市道路線の認定
14. 請願第 5号 大日寺字浪徳における土砂埋立に関する請願

【所管事務調査】

1. 竹林対策について

【 報告事項 】

1. オートレース第35期選手の登録について
2. 専用場外発売所の開設について
3. 飯塚市新産業創出ビジョン策定について
4. いいつかブランドの認定について
5. 次期農業委員会の委員の任命等スケジュールについて
6. 市道上における車両損傷事故について
7. 都市計画道路の見直しについて
8. 工事請負契約について
9. 「第2次飯塚市総合計画(中間見直し)案」に対する市民意見募集について

○委員長

ただいまから、経済建設委員会を開会いたします。

「議案第98号 令和3年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○公営競技事業所副所長

「議案第98号 令和3年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」の補足説明をいたします。

補正予算資料の3ページをお願いいたします。今回の補正は、オートレースの開催日数を当初、通常開催85日、ミッドナイトレース59日の計144日で設定しておりましたが、通常

開催83日、ミッドナイトレース67日の計150日で開催日数が6日間増加したこと及び9月までの売上げの実績を踏まえ、執行残など関係経費の整理を行ったものでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ22億6189万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を269億8327万9千円とするものでございます。

歳入歳出予算の主なものを説明いたします。補正予算資料の16ページをお願いいたします。歳出予算につきまして、競走費、事業費、事務費、本場開催経費について、選手宿泊業務委託料451万9千円、競走会業務委託料1596万1千円の増につきましては、開催日数の増及び実績並びに見込みにより増額計上しております。

競走業務委託料322万2千円の減につきましては、あっせん選手が少ないミッドナイトレースが増えたことにより、減額計上しております。

電話投票事務委託料4億4568万4千円の増につきましては、開催日数の増及び民間ポータルサイトの売上額の増加に伴い、増額計上しております。

JKA交付金6740万5千円の増は、売上額の増額補正に伴うものでございます。

事務費の場外発売関係経費、場外発売等業務委託料4688万2千円の減につきましては、新型コロナウイルス対策で場外発売を中止している期間があったことによる場外発売額の減に伴い、減額補正するものでございます。

事務費の専用場外発売所関係費、専用場外発売所施設運営委託料2081万2千円の増につきましては、9月までの実績に伴い増額補正するものでございます。

包括的民間業務費、包括的民間委託料につきましては、売上実績、見込みにより整理いたしまして、453万3千円を増額計上しております。

勝車投票券払戻金、勝車投票券払戻金15億8127万1千円の増は、勝車投票券発売収入の増額補正に伴うものでございます。

17ページをお願いします。競走費、管理費、一般管理費につきましては、今後発生する施設の改修費に充てるための基金積み立てとして、3億円を計上するものでございます。

予備費につきましては、令和3年度の単年度黒字を見込むものでありまして、今後の施設改修費の基金を見込むことにより、1億1027万7千円の減額を計上するものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。補正予算資料の16ページをお願いいたします。勝車投票券発売収入22億5986万1千円の増は、当初の予定日数144日から150日へと開催日数が増加したことによる見直し及び9月までの実績により、場外発売、民間ポータルサイトの発売等の整理を行ったものでございます。

受託事業収入、場外発売業務受託事業収入7280万4千円の減につきましては、新型コロナウイルス対策で場外発売を中止している期間があったことと、場外発売再開後の実績に伴い減額補正するものでございます。

財産収入、席料151万8千円の減につきましては、新型コロナウイルス対策に伴う有料席の入場制限及び無観客期間の影響により、減額補正するものでございます。

諸収入、重勝式発売収益配分金7382万1千円の増につきましては、発売実績に伴い増額補正するものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第98号 令和3年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）」に

については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第99号 令和3年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第99号 令和3年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」について補足説明をいたします。

補正予算書の233ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出予算の総額にそれぞれ76万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2621万2千円とするものでございます。

主なものを事項別明細書により歳出からご説明いたします。236ページをお願いします。1款1項1目の一般管理費では、事務委任負担金で負担内訳の精査により2万1千円を増額するものでございます。

1款1項2目の施設管理費の光熱水費では、電気料及び水道料の精査により14万6千円の減額並びに維持管理委託料などの執行残63万9千円の計78万5千円を減額するものでございます。

続いて、歳入のご説明をいたします。同じく236ページをお願いいたします。3款1項1目の一般会計繰入金89万6千円の減額は、財源調整をした結果、減額とするものでございます。

4款1項1目の繰越金13万2千円は令和2年度決算の結果、増額とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第99号 令和3年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第100号 令和3年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第100号 令和3年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」について、補足説明をいたします。

補正予算書の239ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1336万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2180万1千円とするものでございます。

主なものを歳出からご説明いたします。243ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費111万3千円を増額は人件費の精査による増額でございます。

1款1項2目の市場管理費1208万6千円の減額は光熱水費、各委託料、消費税等の今後の見込み及び執行残の減額、県補助金返還金などで、増減の差し引きによるものでございます。

244ページをお願いいたします。2款1項2目の利子238万9千円の減額は、市債額の

確定及び利率の確定による減額でございます。

続いて、歳入のご説明をいたします。戻りまして、242ページをお願いいたします。1款1項1目の地方卸売市場使用料は市場での卸売高を基に施設使用料を徴収しておりますが、本年度前期までの売上実績から本年度の売上見込みの精査によりまして、青果部、花卉部及び付属営業人施設の使用料減額により231万9千円を減額補正しております。

2款1項1目の一般会計繰入金1億7156万9千円の減額は財源調整をした結果、減額とするものでございます。

3款1項1目の繰越金1億2247万6千円の増額は令和2年度決算の結果、増額とするものでございます。

4款1項1目の雑入3805万円の増額は消費税還付金の増額及び施設使用光熱水費負担金の見込み精査による1264万8千円の減額などで、増減の差し引きによるものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第100号 令和3年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第101号 令和3年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○建設政策課長

「議案第101号 令和3年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、補足説明いたします。今回の補正は全費目につきまして見直しを行い、決算見込みにより補正を行うものでございます。

補正予算書の251ページをお願いいたします。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3218万円とするものでございます。その内容につきまして、ご説明いたします。

255ページをお願いいたします。歳出からご説明いたします。1款1項1目一般管理費の4節共済費及び18節負担金補助及び交付金につきまして、担当職員給与費等9千円を増額しております。

1款1項2目駐車場管理費の26節公課費につきましては、消費税18万3千円を増額しております。

1ページ戻っていただきまして、254ページをお願いいたします。歳入につきまして、1款1項1目駐車場使用料につきましては新型コロナウイルス感染症の影響により文化会館等でのイベントが減少し、利用者が大幅に減少したことから、飯塚立体駐車場使用料906万7千円を減額しております。

2款1項1目一般会計繰入金につきましては、財源調整のため919万9千円を増額しております。

3款1項1目繰越金につきましては、令和2年度決算による繰越金5万9千円を増額しております。

4款1項1目雑入につきましては、火災等保険料解約金1千円を増額しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第101号 令和3年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第104号 令和3年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第104号 令和3年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」の補足説明をいたします。

補正予算資料の19ページをお願いいたします。収益的収支でございますが、水道事業収益で3399万円増額いたしまして、総額を22億8160万5千円とするものでございます。主なものとしまして、旧有安浄水場施設用地の売却益の増によるものでございます。

水道事業費用につきましては、2627万6千円増額いたしまして、総額を23億4309万3千円とするものでございます。

次に、下段の資本的収支でございますが、資本的収入で427万6千円増額いたしまして、総額を10億2608万3千円とするものでございます。主なものとして、水道メーター口径別納付金の増によるものでございます。

資本的支出につきましては、1037万6千円減額いたしまして、総額を19億7575万1千円とするものでございます。主なものとしまして、メーター購入費の執行額確定による減でございます。

また、債務負担行為で、飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託料につきましては、新たに業務を追加、委託期間を10年間とし、準備期間を含め令和3年度から令和14年度まで、限度額65億5113万8千円を計上いたしております。

以上、「議案第104号」の補足説明を終わります。

○委員長

次に、さきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○企業管理課長

令和3年12月10日、本会議の議案質疑時におきまして、審査要望がありました「飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託の債務負担行為限度額が、前回の債務負担行為限度額と比較してかなり増額になっている理由について」、資料を用いてご説明いたします。

資料「債務負担行為限度額の設定について」をお願いいたします。表をご覧ください。平成30年度から令和4年度については、委託期間の途中で消費税が8%から10%に改定されましたので、税抜き金額で説明をさせていただきます。また、今回は委託期間が10年間となっていますので、前回の分を2倍し、10年に換算した金額を基に説明いたします。

前回と今回を比較しますと増額金額に記載していますように、16億4922万円の増額となっています。この金額から今回追加した業務の金額を差し引くと6億425万1千円となります。1年当たりになると約6千万円の増となっております。

主な項目別の上昇率は下段に示しているとおりにとなっております。また、金額の設定は水道

施設維持管理等業務委託積算要領や見積りに基づき、積算した結果となっております。

続きまして、「長期継続契約と債務負担行為について」、ご説明いたします。

長期継続契約は債務負担行為として議会の議決を得て予算に定めることもなしに締結できるものであり、今回は債務負担行為として事項、期間、限度額を設定しているため、長期継続契約には当たりません。また財政法では、国の債務負担行為は5カ年度以内とするとなっておりますが、地方公共団体については期間の定めはありません。通常、5カ年度以内で債務負担行為が設定されているのは、国に準じているものと思われま

す。今回、債務負担行為として10年の必要性等を審議していただき、議会の議決を得られれば、問題はないと考えております。

以上で答弁を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○平山委員

今、債務負担行為の説明をいろいろ受けましたが、先日の議案質疑の中でもこの問題を詳しく説明してくれということでありましたけれど、本日、もう少し何か詳しく説明ができる資料があれば、資料を提出していただきたいと思うのですけれど、委員長、お諮りできますか。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま平山委員から要求がっております資料は提出できますか。

○企業管理課長

準備できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま平山委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

休 憩 10 : 23

再 開 10 : 23

委員会を再開いたします。資料は、サイドブックに掲載しましたので、ご確認ください。ほかに質疑はありませんか。

○平山委員

今、資料はサイドブックに出てきましたけれど、この委託期間を5年から10年にした理由についても、外見だけ見たら相当金額が上がっているということで、同僚議員の議案質疑の中でもいろいろ質問がありましたので、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○企業局長

今回、重要なライフラインである水道施設の運転管理に加え、今回新たに追加する水道管路関連業務は、令和7年度、2名、令和9年度、2名の配置を予定しており、市内の担当地区も順次拡大しながら、適宜に局職員からの引き継ぎ、指導を行い、段階的に移行してまいりたいと考えております。本業務は市内の地理、配管状況に精通する必要があり、特に現場での実務は多岐にわたるため、ノウハウの蓄積による経験が求められます。マニュアル化を進め、体制を整え、局職員からの技術を継承するための期間を考えますと、委託期間を10年とすることにより、安定した質の高いサービスを継続して提供できると考えております。

また、経費の面におきましても、5年ごとに要することとなる初期投資費用を軽減できること、また、本市は水源、浄水場が多く、多種多様であり、それぞれ浄水の処理工程が異なりますことから、10年間の委託とすることで、受託者がさらに業務に精通できるものと考えております。

○平山委員

今、5年ごとにかかる初期費用を抑えられるとの説明がありましたが、どの程度削減できるのでしょうか。

○企業局長

約4千万円削減できるものと考えております。

○平山委員

それでは、ほかにもこの10年にするメリット、デメリットがあれば、詳しく説明してください。

○企業局長

メリットとしまして、先ほどご説明しました新規業務や初期費用の削減のほか、近年、多様化する災害に対する訓練やシミュレーションを深い角度から施工でき、10年分の経験に基づくマニュアルを作成することができると考えております。また、浄水場で使用します各種ポンプ設備は耐用年数が20年、更新から10年程度でオーバーホールが必要であり、委託を10年間とし、委託業者がしっかりと点検管理することで、適切な時期にオーバーホールを行い、設備の延命化を図ることができます。

デメリットとしましては、契約期間中に人件費や資材費が大きく変動する可能性があること。また、今回追加しました薬品購入について、異常気象により影響を受ける可能性もありますが、今回、仕様書の中で業務締結後、経済情勢の著しい変化等により業務委託費が不適当となった場合、双方協議の上で決定できることとしております。

○平山委員

今の説明を聞いたら、今回の委託料は人件費や資材費の上昇等で増加したとのことですが、来年1月からまた水道料金が上がります。委託に伴い、この10年間の中でまた水道料金を改定するようなことにはならないのですか。お答えをお願いします。

○企業局長

今回の飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託につきましては、経営戦略を策定します際に試算しました財政シミュレーションに物価上昇等を加味して織り込んでおります。そのため、今回の委託が直接料金に影響することはございません。また、初期投資を抑え、少しでもコストを削減することで、水道事業の経営安定につながるものと考えております。

○平山委員

それでは今、いろいろ説明を聞きました。今回の債務負担行為の委託業務について、新たに追加される業務の内容や、その必要性並びに委託期間を10年とする必要性などについても十分説明をいただき、安定した質の高いサービスを継続して提供するために必要であるということについては、一定の理解をすることができました。

委託期間を10年とすることは企業局にとっても初の試みになると思います。今後、委託業者と連携し、新たに追加する業務を含めしっかりと管理監督を行うこと。また、企業局として老朽化した水道施設の更新、耐震化にしっかりと取り組んでもらいたいと思います。今後もそうした取組の中で安心、安全な水づくりを行っていただくことを要望して、私の質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○鯉川委員

本会議場でこの債務負担行為について、同僚議員がかなり長時間、質問されていまして、1点だけ確認させていただきたいのですが、今も同僚議員が質問されましたので、ちょっとかぶる部分もあるかと思いますが。まず、債務負担行為の期間ですけれども、今まで5年だったのが、何で今回10年になっているのかという点でございます。近くの自治体がどうな

っているのかということで、私自身調べてみました。そうすると隣の直方市が3年で2億6千万円でプロポーザルの公募をやっております。その直方市を含めて、福岡県内他市町村の状況はどのようになっておりますでしょうか。

○企業管理課長

正式に調査したわけではありませんが、インターネット等で調べた結果ですけれども、大体が5年で、10年のところはありません。

○鯉川委員

私もいろいろと見てみたのですが、ほかの自治体は国の債務負担行為の原則と同様で5年以内でやっているみたいですが、そもそも国はなぜ債務負担行為は原則5年としているのでしょうか。

○企業管理課長

国の債務負担行為につきましては、債務負担行為の権限は認められておりますが、後に改めて当該年度の歳出予算を組まなければ、実際の支出は行うことはできません。そのため、長期間にわたり国による債務負担を認めてしまうと、その後の財政需要等の変化に対応できず、財政の硬直化を招く恐れがあるとの考え方があるからだと思われま

○鯉川委員

今、財政の硬直化と言われましたが、私もそのとおりだと思っております。また、一旦国庫債務負担行為として議決されると、その後の各年度の歳出に関して議論する意味合いが薄れまして、国会審議が空洞しかねない。つまり、国庫債務負担行為は実質的に後年度の支出を拘束することになるので、財政民主主義の空洞化が懸念されるからではないかと思っております。

飯塚市には国の原則やほかの自治体と違う10年にする特別な理由、これは先ほど局長のほうで答えられましたけれども、10年間にすることによって、ノウハウを取得して習熟することができると言われてましたし、また、5年ごとに要する初期費用の面からも、これは軽減できるというようなことを答弁されておりました。私自身、先ほど答弁されたことというのは特別な理由に当たらないと思っております。今回、追加する新しい業務に習熟が必要と言われてましたが、現在は市の職員が担当しており、人事異動もある中で業務をされております。そう考えますと問題はないと考えますし、また、前回の委託業者データベースから現在の委託業者KESに変わったときに働いていた方々で、希望される方というのは全員雇用されたと聞いておりますけれども、間違いありませんでしょうか。

○企業管理課長

希望された方は全員雇用されております。

○企業局長

前回、データベースからKESが変わるとき、4人の方が退職をされています。3名の方につきましては高齢が理由と、1人の方につきましては勤務シフトの関係で難しいということで退職をされています。

○鯉川委員

大半の方がそのまま継続で働かれたということです。そうであるなら、なおさらのこと習熟についても問題はないと考えます。また、経費削減は他市も同じことであると思います。でも、5年しか他市はやられていません。特別な理由には、私はならないと思います。この理由がもし成り立つのであるならば、現在、市が発注しております契約のほとんどが10年、または20年で契約したほうが軽減できるということになるから、長期契約を10年、20年とされたほうがいいのではないかと思います。その点についてはどう思われますか。

○企業局長

先ほど述べました、水道管路の維持管理業務、これにつきましては確かに市職員の異動というのがありますが、異動しても、それなりの期間、習熟に時間を要しています。といいますの

が、やはり市内の配管状況とか、漏水の多発箇所、そういうところについても仕事をやっていく中で習熟していくと。それから市内の地理、電話等でどこに行ってくれ、どこで漏水が起きているという場合に即座に動けるような体制、そういうことに関しても、やはりそれなりの習熟する時間が、それから修繕の中身につきましても、現場で漏水を修繕する中で、どういう修繕のやり方がいいのかとか、後バルブ操作、それから赤水の洗管処理、そういうことに関してもある程度習熟期間が必要かとは思っております。

○鯉川委員

習熟度、ノウハウについては、見解の相違で私はそうは思っておりません。今、私が聞いた軽減できるという件で、これを認めてしまうと飯塚市の全てがなし崩しになって、今後、それこそ10年、20年のほうがいいのではないかという形になっていくと思うのですけれども、その点はどう思われますか。

○石田企業管理者

他の委託業務等に影響があるということのお尋ねと受け止めておりますが、それぞれの委託については、委託業務の中身、内容によって、どの年数が適切かということが判断されるというふうに考えております。今回、企業局のほうで提案させていただきました、この浄水場の運転管理と料金収納の業務の委託については、新たに追加する業務も含めて、習熟度は見解が違ふということでしたが、私どものほうは習熟が必要と、習熟していただいた中で質の高い安定したサービスを提供していただくというふうに考えております。安定したサービスを提供していただく中で、私どもは一般質問の中でもお尋ねがありましたが、老朽化、耐震化が全国に比べてかなり遅れております。私どもはそちらの対策に力を注いでまいりたいということで提案をさせていただいております。先ほど、お尋ねの――（発言するものあり）申し訳ないです。どのあたりから。最初から。いいですか。業務の内容によって、年数を判断すべきものというふうに考えております。

○鯉川委員

今、業務の内容と言われましたけれども、私は思いますに、例えば飯塚市立病院だったりとか、オートレースとかいったら、ほかに受け手がない。オートレース事業だったら日本トーター、向こうだったら一生懸命お願いして、していただいている経緯があるから、こちら辺については、長期間になってもいたし方ないと思うのですけれども、今度の契約については、これも見解の相違かもしれませんけれども、何で10年にするのか、正直言ってわからない。福岡県内を調べてみましたけれども、どこも5年以内。もともと国の方針がそうであるから5年以内になっている。そして、いろいろな経費が軽減できると言われましたけれども、私はそこら辺がちょっと納得できておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

今、ご説明を受けたのですが、国の基準が大体5年と。うちは今度10年で提案されているのですが、これは例外というふうに受け取らせていただいてもよろしいですか。まず、そこをお聞きします。

○企業局長

例外といいますか、確かに福岡県内では今、委託は5年で大体どこもやられているようです。今年、新潟県の妙高市というところが、来年の4月から10年間、下水処理場と浄水場を合わせまして、民間のほうに委託をされております。また、大牟田市のほうで、浄水場の工事をして、その後15年間、そのまま維持管理の委託をされている状況はございます。ですから、特別とか、そういうわけではないかとは思っております。

○上野委員

5年以下のところと5年を超えるところのそれぞれの自治体数は幾つと幾つですか。

○企業局長

すみません。そこまでは把握をできておりません。5年を超えるところはもう僅かではあります。数は4とか、そこら辺の数にはなっております。

○上野委員

全国的に見て例外じゃないのですか。どのような認識ですか。

○企業局長

確かに全国的に見ると非常に数は少ないとは思っております。ただし、債務負担行為として、今回10年で設定しておりますけれど、それが、できる、できない、してはいけないとかという話ではないかとは思いますが。

○上野委員

それは例外というのではないかなと思っておりますけれど。してはいけないとか、していいとかいう話ではないので。水道というのは非常に重要なライフラインですので、10年間にするほうが安心、安全だというふうなご説明もありましたが、今まで5年で委託を継続されてきているのですが、困ったことが何かあったのですか。

○石田企業管理者

特に問題があったということではありません。5年ということが問題があったというよりも、10年にすることで、今度受注される業者さんに一定期間、長期の経営計画を立てていただいて、安定した経営の上で安定したサービスを提供していただきたいということが、先ほど局長が申し上げた理由の一つ、10年にした理由の一つでございます。

○上野委員

その理由の説明は今初めて聞きましたけれど。

先ほどからの説明では10年に変更した理由は、もう2つだけしかないようなのですね。一つは今回新たに追加する業務、いわゆる水道管路の維持管理に習熟度を要する。老朽化、耐震化がまだ進んでいないので、そこをきっちり10年間でマニュアルを作ってやっていただきたいという説明だったのですが。

もう一つの理由は費用が安くなると、5年ごとの費用が4千万安くなるという、この2点だったと思いますが間違いないでしょうか。

○企業局長

私が申しました主な理由として、その2点でございます。

○上野委員

水道管路維持管理なのですが、習熟度が必要でうちの職員さんも異動をされた場合には何年も時間を要するという話がありましたが、これは10年間で今回受けられた民間の方と企業局が力を合わせてマニュアルを作るのでしょうか、10年後にまた同じ業者が取るという保証はないわけなのですが、10年後はどのようにお考えですか。

○石田企業管理者

今回の委託で技術者、技術員の技術を習熟させて、業務に当たっていただくと。その後でございますが、できれば次に受けられる業者さんに引き継いでやっていただければ助かりますが、そうでないときは、またそこからのスタートという形にはなります。

○上野委員

これは大変な管理なのでありますから。私が思うに、習熟した60歳定年を迎えられた職員さん方で、企業局で第三セクターなりを作って、その部分は委託をされたほうが非常に市民の皆さんは安心できると思うのですが、そのような検討はされたのですか。

○企業局長

今回そのような検討はしておりません。

○上野委員

10年後、もし企業さんが変わって、その従業員さんの引き継ぎをお願いはするのでしょうか、できなかった場合はまたゼロからということで認識をされているのですか。

○企業局長

10年後の話でございますので、ちょっとあれですが、そういう職員につきましては現地雇用、地元雇用していただきまして、10年後、もし企業が変わった場合におきまして、できるだけ引き継いで雇用していただくことになろうかとは思っています。

○石田企業管理者

引き継ぎについては現時点で、そのようになるべく次に受けられる業者さんに技術員も引き継いでいただきたいというところで、今考えておりますが、今質問委員がおっしゃられましたような部分も、今後10年間委託業務を進めていく中で、併せて検討していきたいご提案だというふうには受け止めております。

○上野委員

それは委託する前に考えて、議案を出すべきではないのですか。ライフラインですよ、市民の、と僕は思います。

それと追加業務なのですが、幾つかありますが、このうち市内業者で対応できるような業務はないのですか。

○企業局長

今回、出しておりますメーターの取りかえ業務、これの管理は委託の中でありましてけれども、再委託ということでメーター取りかえ自体は市内の業者のほうにやるような形に考えております。

○上野委員

薬品の購入、修繕とか郵送業務とかいうのが書かれてありますが、これは市内の業者でできないと判断されているのですね。

○企業局長

薬品購入につきましては、これは業者の中に入れておりますけれども、今市内から買っている部分も一部ございます。そういう部分につきましては、委託の中でできるだけ市内業者から買っていただけるようにお願いするところでございます。

○上野委員

何でこの追加業務の中に入れてられたのですか。安くなるのですか。

○企業局長

一つは、業者が購入すれば、ほかの浄水場あたりも取ってあるところがありますので、一括購入で安くなると。それからもう一点が、薬品は浄水場で使いますので、浄水場の職員が在庫管理をしていると。在庫が少なくなるというところで、今回、委託の中に入れていくところなんです。

○上野委員

薬品購入についてはわかりました。そのとおりでと思います。

次に、この上昇している金額の内訳なのですが、追加業務を除いた差し引き金額が6億400万円ちょっと。さきの本会議場で答弁をお聞きしていたのですが、このうち2億6千万円が人件費で、3億4千万円が諸経費だという説明があったと記憶しているのですが、それは間違いなかったのでしょうか。

○企業管理課長

内訳につきましては、人件費が1年当たり約6千万円の増のうち、人件費の増が2600万円、その他の増が3400万円で間違いございません。

○上野委員

この中で先ほど、5年に1回の初期投資費用が4千万円抑えられると言われたのですが、電算システムというのはそれとかかわりがある上昇率というか、金額なのですか。

○企業管理課長

経費削減分を差し引いても、こちらの追加で資料を指し示したように26.9%の増が見込まれております。

○上野委員

それぞれの上昇率についての基準はどこから引っ張ってこられてあったのですか。聞き逃していたら、ごめんなさい。もう一回、教えてください。

○企業管理課長

前回の設計と今回の設計とを比較しての上昇率となっております。

○上野委員

設計の基準は何なのですか。

○企業管理課長

設計の基準につきましては、水道施設維持管理等業務委託積算要領や見積り等によるものでございます。

○上野委員

分かりやすく人件費で聞きます。年間に2600万円くらいの上昇率を見られているのでしょうか、今の説明だと。本会議の答弁だと、大体85名という職員さんの数と答弁されたと思いますが、1人当たり年間幾らの上昇率になるのですか。それは10年続くのですよ。

○企業管理課長

約30万円となっております。

○上野委員

10年間で1人当たりの職員さんは300万円、人件費が上がるという認識でいいのですね。

○企業管理課長

人件費については、給料だけではなく諸手当や一部社会保険料の事業主負担など、そういう金額も含まれております。

○上野委員

そういうのも含めて1人当たり300万円増えるのですね。

○企業管理課長

10年間で300万円となっております。

○上野委員

それでは5年前積算されています。そのときの人件費と今回の人件費の積算基準、何倍になっているのですか。

○企業管理課長

13.9%増となっております。

○上野委員

5年前のときの積算はその5年前、もう10年以上やっているのです、そのときは何%上げられていたのですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:54

再 開 11:05

委員会を再開いたします。

○企業局長

先ほどの労務単価の件につきまして、ご説明いたします。今、手元に国土交通省の公共工事

設計労務単価の資料がございます。これによりますと、前々回、平成24年度に積算しましたときから、前回、平成29年度に積算した時の全国、全職種の平均単価の差になりますけれども、平成24年度から平成29年度までで38%の労務単価の上昇がございます。それから平成29年度から、令和3年度、13%の労務単価が上昇しております。これにつきましては、10年前の東日本大震災以降、建設作業に従事する職員がなかなか採用できないというところで、毎年のように労務単価が上昇しているところでございます。

○上野委員

確認しますが、その単価の基準は全国共通なのですね。答弁してください。

○企業局長

全国共通で同一作業に当たる人間の賃金を平均したところになります。

○上野委員

市民の生活に直結するライフラインなので、10年間という長い期間を提案されていますが、その間のリスクマネジメントについては、きちんと契約の中で押さえてあるのでしょうか。

○企業局長

本会議の議案質疑の中でも答弁いたしました。今回10年間契約した後につきましては、きちんとモニタリングを導入して、業者の運営状況を確認しながら、運転管理につきましてもしっかりと要求水準書にのっとりたことができているかどうか、そういうところを含めまして、しっかりとモニタリングしていきたいと考えております。

○上野委員

重大な事態が起きた場合、また起きそうな場合は、きちんと契約解除できるというような明文も入れていただけますでしょうか。

○企業局長

その分につきましても、契約書、仕様書の中で、きちんと契約解除ができるようにうたうように、今しているところでございます。

○上野委員

様々な質疑とか指摘とかをさせていただいて、中にはちょっと失礼なことも言ったかもしれませんが、その点をご容赦いただきたいと思いますが、私ども議会も、行政の皆さんも、目指すところは市民生活の向上というところで一致いたしているというふうに私は信じていますので、今回、私は10年という長くて例外的な契約になるのではないかと思います。しっかりと新しい取組としてやっていただいて、成功させていただくようお願いをしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○光根委員

1点だけ確認させていただきたいのですけれども、今回、水道料金の値上げの際に上下水道経営審議会から、今回の料金算定期間は令和4年度から8年度までの5年間とし、以降を経済情勢等の変化に対応できるよう、5年をめぐりに定期的に見直しを行うことが妥当であるという答申がありましたけれども、今後は5年ごとに見直しを行うという答弁がありました。ならば、委託も値上げ同様、経済情勢等の変化や、また制度や技術の変化に対応できるような、5年ごとの見直しを考えるべきではないかと思っておりますけれども、これに対してどうお考えですか。

○石田企業管理者

今回10年間で委託します業務につきましては、5年と言わず、毎年でも何か改善点があれば、委託限度額の範囲ということになります。その中で柔軟に見直しは常に行っていきたいというふうに考えております。また、見直しの内容がこの債務負担行為の設定を超えるということになると、またそれは別に対応することも考えております。

○光根委員

これは上下水道事業経営審議会の所掌事務には水道事業、下水道事業及び工業用水道事業の方向性、経営の在り方等に関して調査審議するものとあります。この債務負担の10年の延長についても、当然、審議会で審議されるべきものと考えますけれども、この審議の結果はどのようなになっておりますか、お尋ねいたします。

○石田企業管理者

今回の委託業務の期間を10年間にするという点については、経営審議会には特に諮ってはおりません。こちらの企業局サイドで判断したことでございます。ただし、先ほどモニタリング、内容の見直し、チェック等々につきましては、この審議会の中で報告を差し上げて、よりよい方向に持っていきたいというふうには考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第104号 令和3年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第105号 令和3年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第105号 令和3年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算資料の20ページをお願いいたします。収益的収支でございますが、工業用水道事業収益で227万7千円減額いたしまして、総額を5831万5千円とするものでございます。また、工業用水道事業費用で227万7千円減額いたしまして、総額を5790万6千円とするものでございます。

以上、「議案第105号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第105号 令和3年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第106号 令和3年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第106号 令和3年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算資料の20ページ中段をお願いいたします。まず、業務予定量につきましては、年

間総処理水量を25万5161立方メートル増の705万3433立方メートルに改めるものでございます。

次に、収益的収支でございますが、下水道事業収益で2087万4千円減額いたしまして、総額を20億8239万7千円とするものでございます。主なものとしまして、長期前受金戻入の減によるものでございます。

下水道事業費用につきましては3504万5千円減額いたしまして、総額を18億3746万6千円とするものでございます。主なものとしまして、減価償却費の減でございます。

次に、21ページ上段の資本的収支でございますが、資本的収入で10億3338万5千円減額いたしまして、総額を5億8967万5千円とするものでございます。主なものとしまして、国庫補助金の減によるもので、前年度の国の追加補正に伴い、前倒しにより事業実施したためでございます。

資本的支出につきましては、11億3792万2千円を減額いたしまして、総額を12億6285万2千円とするものでございます。主なものとしまして、施設整備費や施設改良費の減で前年度の国の追加補正に伴い、前倒しにより事業実施したためでございます。

以上、「議案第106号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第106号 令和3年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第107号 令和3年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第107号 令和3年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」の補足説明をいたします。

補正予算資料の21ページ中段をお願いいたします。収益的収支でございますが、病院事業収益でございますが、163万円増額いたしまして、総額を4億8237万9千円とするものでございます。主なものとして、人事異動に伴う一般会計負担金の増によるものでございます。

病院事業費用につきましては、1640万7千円増額し、総額を5億938万5千円とするもので、主なものとして、令和2年度の改修工事に伴う減価償却費の増によるものでございます。

以上、「議案第107号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第107号 令和3年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」については、

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第108号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（事業者選定関係）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第108号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（事業者選定関係）」について、補足説明いたします。

議案書の5ページをお願いします。本案は飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託に関して、公募型プロポーザル方式による事業者の選定について審議及び審査させるための附属機関を設置することに伴い、本条例の改正を提案するものでございます。

改正内容につきましては、附属機関に飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託事業者選定委員会を追加するものでございます。

以上、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第108号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（事業者選定関係）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第115号 飯塚市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○都市計画課長

「議案第115号 飯塚市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例」について、ご説明いたします。

平成28年12月26日に都市計画法施行令の一部が改正されたことに伴い、公園等の設置が義務づけられている開発行為の面積の最低限度について、その基準を緩和するため、本条例案を提出するものでございます。

本条例案の内容について、ご説明いたします。第1条において条例の趣旨、第2条において定義を定め、第3条において技術的細目に定められた制限の緩和として、公園の設置に係る開発区域の面積の最低限度を1ヘクタールとするものです。従って、この条例が施行されると、開発区域の面積が0.3ヘクタールを超え1ヘクタール以下の場合には、公園の設置義務がなくなります。

次に、提案理由についてご説明いたします。本市では現在、都市公園62カ所をはじめ、児童遊園50カ所や開発遊園133カ所、その他遊公園68カ所を併せて313施設の公園が存在しております。現在、開発行為に際しては、開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為にあつては、都市計画法第25条の規定により、開発区域の面積の3%以上の公園、緑地または広場の設置が義務付けられております。

このような状況の中で、都市計画法施行令の一部が改正され、公園整備が一定程度進捗している地域があること、小規模な公園等の管理についての地方公共団体の負担が増加していることとの意見があることを踏まえ、条例により、地方公共団体の判断において公園等の設置が義

務付けられている開発行為の面積の最低限度について、現行の0.3ヘクタールから1ヘクタールを超えない範囲で緩和することができるとされました。

今後、本市においても人口減少・少子高齢化の進行が予想される中で、1人当たりの公園面積が飯塚市都市公園条例で定める10平方メートルを上回っていること、今後の開発遊園に係る維持管理費の増大を勘案し、本条例を制定するものであります。

なお、緩和する区域としては、市内全域を考えております。

以上、簡単ではございますが「飯塚市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例」の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第115号 飯塚市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第116号 契約の締結（下三緒排水ポンプ場新設（機械設備）工事）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○契約課長

「議案第116号 契約の締結（下三緒排水ポンプ場新設（機械設備）工事）」につきまして補足説明をいたします。

議案書の34ページをお願いいたします。「議案第116号」工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものであります。

本件につきましては、契約金額2億6917万円でコースイ株式会社、代表取締役 鶴田泰三と契約を締結するものであります。

議案書の35ページをお願いいたします。入札の概要でございますが、工期につきましては、本契約として認められた日から令和5年3月28日までとしております。

入札執行状況につきましては、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づき、業者選考委員会において、機械器具設置の市内登録業者を指名することを決定し、本年10月19日に入札を執行いたしました。

本件につきましては、5者指名し、1者が辞退され、4者による入札の結果、予定価格2億8361万800円に対し、落札額2億6917万円、落札率94.9%となっております。

以上、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第116号 契約の締結（下三緒排水ポンプ場新設（機械設備）工事）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第118号 指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○産学振興課長

「議案第118号 指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）」について補足説明をさせていただきます。

議案書69ページをお願いいたします。飯塚市新産業創出支援センターの指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって満了となるため、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、令和3年7月1日から8月31日までの募集要綱の配布、7月21日に説明会を開催し、8月30日、31日において申請受け付けなど公募による募集を行い、飯塚市指定管理者選定委員会において、審査が行われ、選定の結果、指定管理者の候補として、株式会社福岡ソフトウェアセンターが選定されましたので、公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

指定管理者に管理を行わせようとする期間は令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間としております。

なお、施設の概要、指定管理者となる団体の概要等につきましては、議案書70ページ、71ページに記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではありますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第118号 指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第119号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第119号 市道路線の認定」について、補足説明させていただきます。

議案書72ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回認定する路線は3路線、延長115.8メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番の路線は開発帰属により路線認定を行うものです。2番及び3番の2路線は寄付採納に伴い路線認定を行うものです。路線箇所は73ページから75ページに記載しております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第119号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第5号 大日寺字浪徳における土砂埋立に関する請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本請願につきましては、慎重に審査するため、閉会中に委員会を開催し、紹介議員から趣旨説明を受けた後に審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

道祖委員から、「竹林対策について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。

道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

市内において竹が茂って、道路上に倒れかかったり、いろいろして非常に困っているという声を聞きます。それに関連して、市内の竹が生えている面積、それとか竹の処理について、どういうふうになっているのか。お尋ねしていきたいと思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「竹林対策について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「竹林対策について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

林野庁では竹の利活用推進に向けて、また、それに対する対策について、補助金をつけて取り組んでいるようです。林野庁としても、やはり全国的に竹の繁茂で森林が侵されていくとか、そういうような状況にあるので、やはり竹の管理はしていかななくてはいけないという考え方に立って取り組んでいるのだと思っておりますけれども、飯塚市内の現状について、取組について、お尋ねしていきたいと思っておりますので、ご答弁よろしくをお願いいたします。

まず、市内の竹林面積についてはどのようになっているのかお尋ねいたします。

○農林振興課長

福岡県が平成28年に整備した森林簿によりますと、市内の竹林面積につきましては約756.12ヘクタールとなっております。内訳としましては、飯塚市市有林が約33.9ヘクタール、その他公有林約2ヘクタール、私有地が約720.22ヘクタールとなります。

○道祖委員

細かくなりますけれど、地区別の竹林面積について、お尋ねいたします。

○農林振興課長

地区別で申し上げますと飯塚地区が約319.9ヘクタール、穂波地区が約48.63ヘクタール、筑穂地区が約278.44ヘクタール、庄内地区が約38.34ヘクタール、颯田地区が約70.81ヘクタールとなっております。

○道祖委員

市内にある竹林の管理状況はどうなっておりますか。

○農林振興課長

市有地の竹林につきましては、令和2年度から森林環境譲与税を活用して整備を進めている

ところですが。民有地の竹林につきましては、所有者が管理することとなっています。

○道祖委員

実際に1ヘクタール当たりどれぐらいの竹が生えているのか、管理された竹林と管理されていない竹林ではどのような違いがあるのか、お尋ねいたします。

○農林振興課長

林野庁が公表している数値になりますが、大径の竹材生産林では、マダケの場合、1ヘクタール当たり約6千本程度に維持され、また管理放棄された竹林では、1ヘクタール当たり約1万本から2万本になります。

次に、モウソウチク林の場合では、管理されている竹林では1ヘクタール当たり約4千本から5千本程度に、タケノコの生産に特化して管理している竹林では1ヘクタール当たり約2千本から3千本程度になり、管理放棄された竹林では、1ヘクタール当たり約1万本から1万2千本程度になります。

○道祖委員

今ご答弁いただきましたけれど、タケノコの生産に特化して管理している竹林では、2千本から3千本ということでありましたけれど、飯塚市内はタケノコなど作っているところがあるのですか。そのように整備されているのかということをお尋ねしたいのです。

市内にある竹林の整備状況がどういうふうになっているのか。聞くところによりますと北九州若松のほうでは竹林を整備して、タケノコを作って、メンマを作って、特産物にしているというふうに聞いたことがあるのですが、飯塚市内でも竹林の整備がどういうふうに行われて、そういうことについて取り組んでいっているのか、お尋ねしたいと思います。

○農林振興課長

まず、市内の竹林の整備の状況について、お答えいたします。市有地につきましては、令和2年度より飯塚市森林整備基金を活用し、竹林伐採事業を実施しており、令和2年度は0.34ヘクタールの竹林整備を行い、今年度につきましては、現在発注分も含めて約0.4ヘクタールの竹林整備を行う予定です。また民有地の竹林につきましては、実際民有地の森林につきましては、県の荒廃森林整備事業の活用の中で、森林に侵入してきた竹の除伐を過去2年間になります。令和元年度は約29.79ヘクタール、令和2年度は約37.62ヘクタール整備しております。ただし、これにつきましては、竹林自体の整備には至っておりませんので、その辺が課題となっております。

先ほど言われましたタケノコの生産とか、特化した関係につきましては、すみません。現在、ちょっと把握いたしておりません。申し訳ありません。

○道祖委員

単純に言えば、今のご答弁でいきますと、大体30ヘクタールぐらいを平均で整備をやっているということです。ということは全市内の面積から考えると、25、6年は整備をやっていないと終わらないということになります。それを一つ、計算上確認します。それとともに、先ほどご答弁あったと思いますけれど、竹林を整備した場合、大体1ヘクタールで何本で何キロぐらいの竹が整備されるのか、参考までに教えていただけますか。

○農林振興課長

土地の状況により異なりますので、一例となりますが、管理されていない竹林では、枯死稈も含めれば、1ヘクタール当たり1万本以上が繁茂しており、1平方メートル当たり1本以上の計算になります。また、竹は中空、中が空洞で軽いといっても1本当たり数10キログラムあるものもあります。竹の種類、太さの大小はありますが、1ヘクタール当たり約1万本として、約10万キログラム程度、およそ100トンの数量となります。

○道祖委員

整備されていない竹林では1ヘクタールで、単純に言えば、大体1万本と、整備してタケノ

コとかそういうものを作っていくのだったら2、3千本だけれど、整備して約半分、5千本ぐらいは整備するときに伐採するというような答弁だったと思うのですが、5千本伐採して、伐採した5千本をどういうふうに使っているのかということと、5千本残しておいて、そのまま竹というのは毎年毎年生えてくると思いますけれど、やはり1ヘクタール、5千本整備して、5千本残して、それが手入れをしないと、毎年手入れしていけば5千本で維持していけるのでしようけれど、管理できていくのでしようけれど、それを放置すると、毎年どれぐらいで再整備をしないではいけないというふうになるのでしよう。わかりますか。大体でいいです。

○農林振興課長

今、質問委員が言われますとおり、実際竹を伐採した後、令和2年度につきましては、そのままその竹林に放置したような状態でおりました。一応今年度につきましては、処分費まで含んだところで今発注をかけておまして、今後、こういった状況がよりよい竹林の整備につながっていくのか、今調査研究をやっているのかと思っております。それと今言われましたように、当然竹林を伐採した状況ですので、根っこから伐採とかがしていませんので、当然数年経てば、また同じような竹林の状態に戻るということで考えております。

○道祖委員

現実的には、そういう今の在り方で考えると、根が残るから毎年ある程度整備していかないと。きれいな整備が25年ぐらいかかりますということを行いましたけれど、それ以上はやはり連続的に竹林を残そうと思ったら、連続的に整備をしていかないといけない。繰り返しのしないと、やはり樹木と違って枝打ちしておけば、真っすぐ伸びて、材木になってくる、切って材にするという状況とは、ちょっと違うような感じがしますけれど。それで、国、林野庁ではそういう問題があるからいろいろ整備について取り組もうとしていると思うのですが、対策はどういうふうを考えて、どういうふうな補助金を出しているか、ご承知でしょうか。

○農林振興課長

令和3年度では竹林の整備及び竹の利用について、国においては所有者や地域住民等が行う伐採等の竹林整備は、加工機械・施設等への導入の支援等、予算措置やグリーン購入法やFIT法によります利用面での制度措置等によって対策や支援が行われております。

○道祖委員

専門用語が入ってきたので、ちょっと理解できなかったのですが、もう少し具体的に説明をお願いしますか。

○農林振興課長

まず、森林整備事業につきましては、カーボンニュートラル及びグリーン社会の実現に向けて、温室効果ガスの吸収源となる森林資源を適切に管理し、国土強靱化や林業の成長産業化等に貢献していくことを目的として、人工林内に侵入した竹の伐採、除去、間伐等の作業と併せて行う周辺の森林を被圧しつつある地区の整備を支援する事業となっております。

また、森林山村多面的機能発揮対策事業というのがありまして、これにつきましては森林の多面的機能発揮とともに、関係人口の創出を通じて、山村地域のコミュニティの維持や活性化を図ることを目的とした事業となっております。具体的には、地域住民や森林所有者等、地域の実情に応じた3名以上で構成する活動組織が森林経営計画の策定を行い、0.1ヘクタール以上の森林を対象として実施するものに支援されることとなっております。これにつきましては、令和元年度では3団体が約8.3ヘクタール、令和2年度では3団体が約8.3ヘクタール、同じ整備をして、今年度につきましては、同じ3団体が5.8ヘクタール、侵入竹の除伐を行う予定として活用されております。

また別の事業としまして、林業木材産業生産産業化促進対策のうち、木材産業等競争力強化対策事業につきましては意欲と能力のある林業経営者を育成し、木材生産を通じた持続的な林業経営の確立を目指し、竹林の改良、作業道整備、チップパー、これは粉碎機のことです、竹割

機、竹粉製造機、結束機、乾燥施設、木質バイオマス利用促進施設等への支援を行う事業となっております。

またグリーン購入法につきましては、国、地方公共団体及び独立行政法人等が購入の質を十分に考慮して、品質や価格だけでなく、環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい特定調達品目と呼ばれる製品やサービスを環境の低減に努める事業者から優先して購入するグリーン購入法において、平成26年2月の閣議決定により竹パルプが追加され、令和3年度も引き続き特定調達品目となっております。

また先ほど言った固定価格買取制度、F I T法の分につきましては、再生可能エネルギー特措法において定めるF I T法において、竹を含む木質バイオマスによる発電に対して、一定期間固定価格で電力を買い取る制度措置がございます。

以上で、説明終わります。

○道祖委員

F I Tについて説明していただきましたか。

○農林振興課長

再度ご説明いたします。固定価格買取制度、F I Tにつきましては、再生可能エネルギー特措法において定める固定価格買取制度、F I Tにおいて、竹を含む木質バイオマスによる発電に対して、一定期間固定価格で電力を買い取る制度措置がございます。

○道祖委員

国は補助金を出して、支援をするというふうになってきているのですが、7百数十ヘクタールある竹林面積に対して、市は今後どのようにして整備をしていく考えがあるのか、お尋ねいたします。

○農林振興課長

竹林の整備につきましては、管理がされていないことから、竹の生産力が低下した竹林の増加や、竹林と接する土地の管理もされていないことによる里山等への竹の侵入が生じており、実際、竹が侵入しますと幹が大きなもので高さが20メートル以上にもなることから、侵入した場所の植生により竹が高くなる場合は、竹より低い樹木が衰退し、後継樹も育たなくなり、竹が優先し、植物種の多様性が大きく損なわれるとともに、森林として有している様々な公益的機能の発揮に支障を生じることが懸念されております。今後、竹の整備につきましては、伐採搬出コストが低い管理竹林や、条件不利で公益的機能発揮の観点から森林化に向けて整備を行う竹林など、竹林の形態によって、様々な指定による利用整備を進めることが重要であると考え、本市としましても、今後も森林整備基金を有効活用しながら、調査研究を行い、効率的な竹林整備へとつなげていきたいと考えております。

○道祖委員

昨今、大雨が降って、災害等が発生しております。やはり、森林に与える竹林の影響というのは大きいものがあるというふうに聞いております。それがために、災害につながるということもあり得るというふうに聞いておりますので、今後、整備の在り方について、ぜひ検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げて、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、9件について、報告したい旨の申し

出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「オートレース第35期選手の登録について」、報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

「オートレース第35期選手の登録について」、ご報告いたします。資料の「オートレース第35期選手の登録について」をお願いいたします。今回の35期につきましては、当初20名が候補選手として訓練を行っていましたが、養成所でのスマートフォンの時間外使用による規則違反のため、7名が自主退所、8名が再教育となったため、選手資格検定が同時に行われず、1度目が3名で本年5月31日に登録、傷病により2度目が1名で8月30日、3度目の登録が8名で11月29日となっています。また、1名につきましては病気休学中となっております。

飯塚オートレース場につきましては、資料中4番の木田こころ選手、9番の北原岳哲選手、10番の中村颯斗選手が配属されています。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「専用場外発売所の開設について」、報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

「専用場外発売所の開設について」、ご報告いたします。資料の「専用場外発売所の開設について」をお願いいたします。名称はオートレース山陽、開設場所は広島県三原市、設置者は、サテライト山陽株式会社、管理施行者は山陽小野田市でございます。施設の概要につきましては、オートレース・競輪共用席が367席、オートレース窓口数が3窓となっております。年間総発売日数は340日程度を予定しており、10月30日にオープンしております。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:55

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

次に、「飯塚市新産業創出ビジョン策定について」、報告を求めます。

○産学振興課長

「飯塚市新産業創出ビジョン策定について」の資料をお願いします。

今年度、新産業に特化した行政計画を策定いたしますので、その取組について、ご報告させていただきます。

1番目、ビジョンの策定についてでございます。2002年度から進めてきましたe-ZUKAトライバレー構想により、大学力を活かしたIT企業の集積や大学生の起業支援を行い、情報産業都市づくりに取り組んでまいりました。また、今後は本市の土壌となっている産学官ネットワークの強化を図り、産業の底上げをしていく必要があると考えております。

飯塚市では新産業として、2019年にブロックチェーンの取組を開始して以降、市内大学

及び市内企業と連携した取組を行っているところでございますが、このことに関する行政計画が無い状況でございまして、今後、ブロックチェーン技術を核とした新産業の創出を実現するために、行政計画として新産業創出ビジョンを策定いたします。

なお本ビジョンは、本市の総合的な産業振興計画であります、飯塚市産業振興ビジョンの流れをくみつつ、ブロックチェーンを核とした新産業創出に特化した個別計画として整理をしております。

次のページをお願いいたします。2番目のビジョンの目指すものについてでございます。4つ掲げておりますが、1つ目がブロックチェーン関連産業の集積と成長、2つ目がブロックチェーン技術を活用した新産業創出の実現、3つ目がブロックチェーン人材育成、4つ目が産学官ネットワークを強化ということを掲げております。

3番目のビジョンの期間についてでございますが、令和4年度から令和8年度までの5年計画と考えております。

また4番目になりますが、ビジョン策定の過程において、意見、助言を求める機関として、新産業創出産学官連携協議会を設置しております。

5番目の策定スケジュールでございますが、令和3年9月に飯塚市新産業創出産学官連携協議会設置いたしました。11月にビジョン骨子を作りまして、12月に素案の作成をしているところでございます。令和4年1月にパブリックコメントを実施しまして、令和4年3月に議会報告の予定にしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので。質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「いづかブランドの認定について」、報告を求めます。

○特産品振興・ふるさと応援課長

「いづかブランドの認定について」、ご報告いたします。

これまで、平成29年度から令和2年度まで、農産加工品ブランド化推進事業として、市が新たな特産品を作るということを行ってまいりましたが、これを廃止しまして、本年度より、特産品振興・ふるさと応援課の新設に伴い、地元ブランド化推進事業として、市内中小企業事業者がこれまでに生産・加工・製造した商品をいづかブランドとして認定し、本市の知名度の向上と特産品の創出を推進することで、地域経済活性化の振興と中小企業者の支援を図ることといたしました。この度、いづかブランドの認定をいたしましたので、ご報告させていただきます。

本年度は、17製品の認定を行うとともに、今後は認定製品の各種催事等への出展、出品を助成する補助金の活用、ふるさと納税返礼品への登録などにより、本市において周知を図り、事業者の支援を行うこととしております。

資料2ページをご覧ください。まず、いづかブランド認定に係る流れをご説明いたします。公募期間は本年9月1日から10月18日までとし、申請できる事業者は市内に本社機能を有する中小企業法に基づく、中小企業者及び小規模事業者もしくは市長が特に認めた者となっております。申請対象の製品としましては、一次産品、加工品、工芸品または事業者の製品・技術等であって、市内で生産、製造もしくは加工されたもの、または市内の生産物を材料として製造、加工されたものであり、本市の地域資源、または魅力を発信できるものとして公募を行いました。

選定方法につきましてはプレゼンテーション審査としており、審査委員各100点の合計700点満点で、70%以上となる490点以上を獲得した製品を認定する基準としておりま

す。なお、公募しました結果、市内事業者17社から28製品の申請がございました。

資料3ページをご覧ください。次に、審査会の選考委員の皆様ですが、こちらが審査会委員の一覧でございます。経済部長を委員長とし、その他の委員は全て市外部の皆様をお願いしており、特にマーケティングや商品企画、物産を手がけてきた方々をお願いをいたしました。また、近畿大学産業理工学部、経営ビジネス学科准教授の太田先生にアドバイザーとしてご参加いただいております。

資料4ページをご覧ください。次に、右側に記載の認定の審査基準でございますが、あくまでも既に開発された製品であり、独自に販路の開拓等ができていない中小企業の事業者様の、本市の地域資源や個性を生かした製品について、製品の認知度や魅力度などの6項目からなる基準に基づきまして、プレゼンテーション方式にて、去る10月27日に審査を実施いたしました。

資料5ページをご覧ください。審査結果についてです。申請のございました、28製品中17製品が認定されております。本市ではじめてのブランド認定品となります。認定製品の事業者名と製品名の一覧を記載しております。読み上げにつきましては省略させていただきます。

資料6ページをご覧ください。最後に、今後の予定についてです。認定製品につきましては、今後、本市が行う催事や市HPへの優先的な依頼や掲載、本市も加盟しております福岡県物産振興会が主催する関東等での催事の出品のほか、情報誌、マスコミ等への情報提供、さらにはふるさと納税サイトへの掲載等を行うこととしております。

また、今回の審査において認定されなかった製品につきましては、今回の審査に審査員として参加いただいた団体や機関との連携を図り、今後、本市の認定製品となることができるようフォローアップをしてまいりたいと考えております。

なお、先ほどご紹介しました17製品について、詳細情報を資料7ページから9ページに掲載しております。委員の皆様におかれましても、機会がございましたら、お買い求めいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

認定された会社の中にクロシードさんがあるのですが、幸袋に出てきていただいて、貸し付けている土地、以前、大幅に減額をしたという経緯があったのですが、その経緯と現状と市の貸し付け料がどうなっているのか教えていただいてもいいですか。というのが、認定されると、また市から補助金を活用していただくようになるのでしょうか。今の土地はもう売ってしまったのですか。それとも、まだ貸し付けているのだったら、貸し付け料はどのようになっているか、教えていただいてもいいですか。

○経済部長

市内企業である、幸袋にありますクロシードさん、この会社につきましてはかつて10年以上前になるかと思えますけれど、3年間ほど減免措置をとってきたところでございます。その後は通常の貸し付け基準に基づきまして貸し付け料を徴収して、現在に至っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「次期農業委員会の委員の任命等スケジュールについて」、報告を求めます。

○農業委員会事務局長

「次期飯塚市農業委員会の委員の任命等スケジュールについて」、補足説明をさせていただきます。

提出資料をお願いいたします。1、任期につきましては、現農業委員の任期につきましては、令和4年3月31日に満了を迎えます。また、次期農業委員の任期は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となります。

2、推薦、募集の人数につきましては、農業委員が19名、農地利用最適化推進委員が30名となっております。この人数は現農業委員等と同数となっております。

3、農業委員の任命及び農地利用最適化推進委員の委嘱に係る今後のスケジュールにつきましては、農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦及び公募の実施を令和3年12月7日から令和4年1月7日まで行うこととしております。農業委員の推薦及び募集の締め切り後、令和4年1月中旬頃、推薦委員会を実施する予定としております。この推薦委員会の実施につきましては、応募者が定員を超えた場合に委員の選考について会議を開催し、市長に対し意見を付すことといたしております。

次に2月10日の農業委員会総会におきまして、議会の同意を得る推薦公募の委員について決定した後、3月の市議会におきまして農業委員の任命議案の審議を行っていただき、同意を得ることができると、4月1日に市長の任命辞令交付式、4月8日に農地利用最適化推進委員委嘱状交付式を行う予定としております。

なお、農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会が委嘱するため、市議会の同意は不要となっております。

また、資料の下段には該当法律の抜粋を記載させていただいております。

以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○平山委員

農業委員会の任命はこのとおりでいいのですけれど、農業委員を任命した後に30名が地域の農地を見て回る仕事があります。その中で地目変更もしなくて、田んぼを埋めたり、それを放置したり、あちこち荒れた農地は物すごく多いのです。こういうしっかりした地元の農業委員さんを決めた後に、そういうところを的確に、きちんと改良していくことを農業委員の中で前向きに努めていってほしいと思います。そういう指導をしてください。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故について」、報告を求めます。

○土木管理課長

「市道管理上における車両損傷事故について」、ご報告いたします。

資料をお願いします。本件事故は、令和3年11月16日、火曜日、午後10時5分頃、飯塚市新飯塚地内の市道、芳雄本通り2号線において、当事者が芳雄町方面から新立岩方面へ走行途中の左折箇所、ためますのグレーチング蓋にタイヤが乗ったとき、グレーチング蓋が跳ね上がり、車両の左側後輪がパンクするとともに、車両の左側後部を損傷させたものです。本件事故の過失割合につきましては、現在、保険会社と協議中であり、その結果をもって相手方と交渉を行うものです。

道路の点検補修につきましては、日頃より広報等での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、更に気をつけて管理を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「都市計画道路の見直しについて」、報告を求めます。

○都市計画課長

「都市計画道路の見直しについて」、ご報告いたします。

1 ページをお願いいたします。本市の都市計画道路は、昭和44年以降、計画・整備を進めており、現在33路線、計画総延長9万6480メートルとなっており、そのうち4万6267メートルが整備され、整備率は47.96%となっております。

現在、福岡県下の市町村において都市計画道路の見直しが実施されており、本市においても社会情勢の変化や必要性等を踏まえ、33全路線について検証を行い、今回見直し候補路線案を作成いたしました。

検証方法としましては、1項目目の都市計画道路の見直しの基本的な考え方のフローでお示ししているように、路線ごとのカルテを作成し、必要性・実現性及び都市計画道路網としての評価を行った上で、見直し候補路線の選定を行いました。検証方法、各路線の検証結果については後ほどご説明します。

2項目目の見直し候補路線の選定結果につきましては、上三緒安丸線、枝国小正線、滝ヶ下弁分線、南尾平恒工業団地線、水洗安丸線の5路線が廃止候補となっております。路線の位置については、右側の筑豊広域都市計画総括図に赤色で着色し表示しております。

今後のスケジュールとしましては、令和4年1月開催予定の福岡県都市計画審議会での報告を経て、令和4年2月以降より、都市計画の変更手続を進めていく予定としております。

それでは、検証方法、各路線の検証結果についてご説明します。2ページをお願いいたします。評価を行う対象路線と区間設定について、ご説明いたします。

都市計画道路の中で未着手区間が残っている路線を対象路線として設定し、全部で27路線54区間を評価対象として設定しました。対象路線表の一覧と右側に評価対象路線図を添付しております。図中の赤色でお示ししている箇所が評価対象路線となります。

3ページをお願いいたします。評価方法について、ご説明いたします。評価方法としましては、まず必要性の評価を行い、存続との判定が出れば次に実現性の評価に移っていきます。はじめに左側の表「必要性の評価」をご覧ください。必要性の評価については、福岡県都市計画道路検証方針に基づき、計画の位置付けとして当初趣旨・上位計画等・関連計画・事業について、都市機能の強化として道路網・渋滞緩和・公共交通・商業・産業・観光施設について、地域の活性化として土地利用・都市機能・環境改善・景観形成について、安全・安心の確保として歩行者自転車通行・交通事故低減・緊急輸送道路網・延焼防止について、代替道路の存在についての15項目にて評価いたしました。

次に、右側の表「実現性評価」をご覧ください。実現性評価については、支障・影響として橋梁・トンネルの有無、大規模施工かどうか、計画路線内の既存物件の有無等7項目にて評価を行っております。その下には各評価項目の基礎点の配分を記載しております。

最後に、右下の図「個別路線の評価フロー」をご覧ください。先ほど説明しました必要性評価の点数が70点未満であれば廃止候補、70点以上であれば、実現性評価を行い、70点以上であれば存続候補、70点未満であれば計画変更評価を行います。

4ページをお願いいたします。この判定表は、路線ごとの必要性・実現性について、先ほど3ページで説明いたしました評価項目にしたがって点数化した評価一覧表になります。必要性評価の判定欄で赤字で表示しているバツとなった5路線、上三緒安丸線、枝国小正線、滝ヶ下

弁分線、南尾平恒工業団地線、水洗安丸線を見直し候補路線として抽出し、黄色で着色しております。必要性評価でマルとなった路線は実現性評価を行い、全ての路線で存続の判定となっております。なお、必要性評価でバツとなった路線については、実現性評価は実施しておりません。

5ページをお願いいたします。この図は都市計画道路網としての評価結果として、混雑度を示した資料になります。道路網としての評価においては、一般的な交通混雑の指標1.25未満を用いることとなっております。左側の将来混雑度図（整備あり）は、現在の都市計画道路を全て整備した場合の混雑度を示した図になります。今回の見直しで廃止候補となった路線は赤色で表示しております。右側の将来混雑度図（整備なし）は、今回の廃止候補路線を整備せず、存続路線を全て整備した場合の図になります。赤色で表示している廃止候補路線の数値を見てみると、右側の整備なしの場合でも、先ほど説明しました指標1.25を超える路線の発生はありませんでしたので、見直し候補5路線の廃止により、交通混雑を引き起こす可能性は低いと判断しております。

以上、簡単ではございますが、「都市計画道路の見直しについて」の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告いたします。

今回ご報告をいたします工事は馬出橋補修工事でございます。

入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき、市内土木一式工事のⅡ等級に格付けされている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果について、ご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。馬出橋補修工事につきましては、8者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5294万8500円、落札率88.29%で、有限会社豊進建設が落札しております。

なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります全者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。

以上「工事請負契約について」のご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第2次飯塚市総合計画（中間見直し）案に対する市民意見募集について」、報告を求めます。

○総合政策課長

「第2次飯塚市総合計画（中間見直し）案に対する市民意見募集について」、報告いたします。第2次飯塚市総合計画につきましては、2017年度、平成29年度を初年度とし、2026年度、令和8年度までの10年間を計画期間としており、今年度、令和3年度で中間年度を迎えたことから、計画の中間見直し案を策定し、その見直し案について市民意見募集を実施することといたしましたので、その概要について報告するものでございます。

それでは、資料1をお願いいたします。

1枚目は表紙と目次になっておりまして、次のページ、1ページをお願いいたします。はじめに

ということで、ページ左側には、現計画の策定の趣旨と概要を記載しております。ページ右側には、今回の中間見直しの概要ということで、(1)、中間見直しの範囲としまして、まず、今年度で中間年度を迎えることを記載しておりますが、3行目以降に記載のとおり、今回の中間見直しについては、計画策定当初からこれまでの間の社会経済情勢等の変化や新たに生じた課題などへ柔軟に対応するために必要な見直しを行い、基本構想については、引き続き継承し、取り組むべき施策を総合的かつ体系的にまとめた基本計画について、必要な見直しを行うこととしております。

具体的には、7分野の政策と40の施策の柱ごとに目標の達成状況の把握や課題の評価検証を実施し、必要な表現の修正や目標達成指標の見直しなどを行うものです。

また、人口、産業構造及び財政の状況については、国勢調査の結果や決算状況を反映し、時点修正を行っております。

(2)には、SDGsの取組として、国においては、自治体の各種計画にSDGsを反映させることを推奨しており、今回の中間見直しにおいて、総合計画に掲げる施策の推進がSDGsの目標達成にもつながるものとして、基本計画の各施策とSDGsの17のゴールとの関連性を明示することといたしました。

2ページ及び3ページには、人口構造と産業構造の推移について、それぞれ時点修正を行い、最新の状況を加えております。また4ページには、財政の状況と財政見直しについて、本年6月議会において財政課より全常任委員会に報告を行いました内容を反映させ、掲載しております。内容の説明については省略させていただきます。

5ページをお願いします。昨年実施しました市民意識調査の結果について、5ページには飯塚市の住みやすさについて、6ページには市民が感じるまちづくりの満足度と将来的に飯塚市が力を入れるべき取組の、合わせて3項目について掲載しております。計画策定前の平成27年に実施した市民意識調査結果との経年比較について、文章中に記載しております。

7ページをお願いします。中間見直しの全体構成ということで40施策を一覧表で掲載し、右側の黒マルを付けた施策が見直しを行った施策で、28の施策について見直しを行っております。その見直しを行った28施策が、8ページから35ページまでとなっております。8ページ以降、見直しを行った部分を黄色のマーカーで着色しておりますが、全般的な見直しの視点としましては、冒頭申しましたとおり、策定当初からこれまでの間の社会経済情勢の変化等を踏まえて見直しを行っております。計画策定後に法の改正や条例の制定が行われたものや新型コロナウイルス感染症の影響など、新たに生じた課題や事象などへの対応を踏まえて、各施策について文言の修正や目標達成指標の追加など必要な見直しを行っております。

なお、資料1ページにも記載しておりますが、総合計画については、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、まちづくりの基本的な方向性を示すものでありますので、各施策を実施するための個々の事業についても、当然ながら様々な影響を受け、見直しが必要な部分もございますが、そうした事業については、実施計画において、毎年度見直すこととしております。

また、参考までに、資料2「中間見直し新旧対照表」を作成しております。資料2の内容の説明については、省略させていただきますので、後ほどご確認いただければと存じます。

それでは、見直しを行いました施策について、本委員会の所管に関する主な見直し内容を説明させていただきます。

20ページをお願いします。地場産業の振興の施策になります。ここでの見直しは、ページ左側の現状と課題について、中小企業を取り巻く状況の厳しさを増した要因として新型コロナウイルス感染症の流行を追記し、経営基盤の強化、新たな事業展開、事業承継などを促進し、国・県・関係団体と連携協力し、中小企業の支援や人材育成、雇用の確保等を図ることが必要であるとの記載に改め、ページ右側の基本事業①、企業誘致の促進等について、県のほか、大学や産業支援機関と連携して企業誘致に積極的に取り組んでいくということを新たに記載して

おります。

21 ページをお願いします。創業促進と産業の創出の施策になります。ここではページ左側の現状と課題について、新型コロナウイルス感染症の流行により雇用情勢等が再び厳しい状況となっていることや、先端情報技術、ブロックチェーン技術の活用を図ることで、産学官ネットワークをより強化することについての記載を追記し、そのことに関連して、ページ右側の基本事業②、新規事業参入・事業拡大の支援について、ブロックチェーン技術の実用化に向けた取組を支援していくというを追記しております。

22 ページをお願いします。商業の振興の施策になります。ここではページ右側の基本事業③、商業活性化の一体的推進について、大型商業施設と連携し、市内商業エリアの回遊性を高めるということを新たに記載しております。

23 ページをお願いします。観光の振興の施策になります。ここではページ右側の基本事業③、特産品を生かした観光資源の開拓について、筑前茜染の復活を目的として、特産品の開発や染物体験による観光集客を目指していくというを追記し、ページ左側の目標達成指標について、新たにブランド認定製品件数という指標を追加し、目標値を50件としております。

32 ページをお願いします。道路の整備の施策になります。ここでは、ページ左側の現状と課題について、八木山バイパスの全線4車線化開通によるアクセス強化が図られていることと、今後、インターチェンジのフルランプ化の実現を目指していくことなどの記載を追加し、ページ右側の基本事業①、②について、国道や県道等の整備推進、早期整備を要望していくことや、基本事業④、都市計画道路事業の推進について、本市の主要拠点を結び、都市内幹線道路の整備を推進していくという記載に改めております。

36 ページをお願いします。冒頭に申しましたとおり、各施策とSDGsの17のゴールとの関連性を黒マルで明示して一覧表にしたものになります。この紐付けの考え方については、総合計画のページに記載される、基本事業までの内容で線引きをして関連付けを行ったものとなります。

最後に、資料3「市民意見募集について」の資料をお願いします。

今回、提示させていただきました中間見直し（案）について、資料に記載の内容で、12月27日から1月21日までの期間で、市民意見募集を実施したいと考えております。その他、閲覧場所等、市民意見募集の概要については、資料に記載のとおりでございますので、ご確認いただきたいと存じます。

以上で、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。なお、第2次飯塚市総合計画（中間見直し）案における具体的な事業等に関する質疑については、当委員会の所管に関するものに留めていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。